2018年度 海外留学助成募集要領

公益財団法人てんかん治療研究振興財団

助成対象

てんかんに関する基礎および臨床研究を海外で行う我が国研究者

応募資格

- (1) 申請者は、申請時に日本国内における研究・医療機関に所属する者とする。
- (2) 申請する内容は、助成金交付後1年以内に実施し得るものとする。
- (3) 所属機関長の留学に関する承諾書を必要とする。
- (4) 留学予定先からの承諾書を必要とする。
- (5) 学会参加は対象外とする。
- (6) 過去に海外留学助成金を受領した者は、応募できないものとする。

助成件数

2 件

助成金額

25 万円/1件

助成期間

1年間(2018年4月1日から2019年3月31日)

助成対象経費

旅費および滞在に伴う費用とする。

応募方法

所定の申請書を当財団ホームページよりダウンロードし、必要事項を記入のうえ、以下 の送付先までご郵送ください。

受付後、直ちに申請者へE-mail にて受付番号等を通知いたしますが、連絡がない場合は、 事務局までお問い合わせください。

【申請書送付先】〒541-0045 大阪市中央区道修町 2-6-8

公益財団法人 てんかん治療研究振興財団 事務局宛

TEL: 06-6203-1819 FAX: 06-6223-0746

募集期間

2017年10月1日~11月30日(当日消印有効)

決定および通知

当財団に設置する研究助成選考委員会にて選考し、3月の理事会で決定いたします。 合否については、事務局より各申請者に書面にて通知いたします。 また、助成対象者の氏名等は、4月上旬に当財団ホームページ上に掲載いたします。

助成金交付後の義務

助成対象者は、研究活動終了後1か月以内に、助成金収支報告書(領収書等を添付)および助成報告書(研究活動等の写真を1枚程度添付)を理事長に提出すること。 当該報告書は、次年度の研究年報に掲載いたします。

決定の取消、中止および返還

助成対象者が、以下のいずれかに該当したときまたはその事実が判明したときは、助成金の交付決定を取り消し、交付を中止し、既に交付した助成金の全部または一部の返還を求めることがあります。

- (1) 虚偽の申し出または報告を行ったとき。
- (2) 対象となる研究活動が中止になったとき。

申請書の個人情報の取扱いについて

申請書に記入された個人情報は、当財団の定める個人情報保護の範囲内で取り扱います。